

# 令和8年度 若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業 概要

## 1. 助成額

- ① 準中型免許の新規取得 4万円を上限
- ② 5トン限定準中型免許の限定解除 2万5千円を上限

※「準中型免許」とは、準中型AT限定免許を含む。

## 2. 対象経費

指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は、助成対象外

## 3. 費用負担

当該運転者が自ら助成対象費用を支払った場合は、「指定教習所から免許取得者あての領収証」及び「当該運転者から事業者あての領収証」の写しの提出を求めて、事業者が最終的に費用を負担していること

## 4. 助成上限額

1会員事業者あたりの助成上限額30万円

## 5. 助成要件

- ① 当該事業者が、令和7年4月1日以降に、当該運転者を採用していること
- ② 当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること
- ③ 当該運転者が、令和7年4月1日以降に、指定自動車教習所等を活用して、準中型免許を取得していること
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること

## 6. 助成金の振込時期について

事務手続きの都合上、申請受付後、概ね2か月後を目途に指定口座へ振り込みいたします。

(例) 7月1日に申請書を受理した場合

→ 7月20日締切分として受付

→ 9月下旬頃に振り込み予定

以 上